

# 五所川原PRキャラクター「ごしよりん」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原PRキャラクター「ごしよりん」(以下「ごしよりん」という。)のイラストが、五所川原地域ブランド推進啓発及び五所川原市のイメージ向上に効果的に使用され、そのイメージが歪められないようにするため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、「ごしよりん」とは、別表に掲げるキャラクター及びこれを展開したものをいう。

(使用承認の申請等)

第3条 ごしよりんを使用する者は、あらかじめ「ごしよりん」イラスト・画像使用許可申請書(様式第1号)を五所川原市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 五所川原市の事業等で使用する時
- (2) その他市長が適当と認めた時

2 使用期間は、使用の承諾を受けた日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、使用期間を更新することは、これを妨げない。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 五所川原市のイメージを損なう恐れがある時
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがある時
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある時

(4) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合

(5) 営業または販売物に使用する時。ただし、あらかじめ五所川原市と協議し、承諾を得たものは除く。

- (6) その他、市長が不相当と認めるとき

2 前項の承認は、「ごしよりん」イラスト・画像使用許可書(様式第2号)により行うものとする。

(使用料)

第5条 ごしよりのんの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ごしよりのんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 定められた色及び形式などを正しく使用すること
- (4) 当該承認に係る見本品等を速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の更新)

第7条 ごしよりのんの使用承認を受けた者が、承認された内容について更新しようとするときは、あらかじめ「ごしよりのん」イラスト・画像使用更新申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「ごしよりのん」イラスト・画像使用更新許可書(様式第4号)により行うものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、ごしよりのんの使用が本要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、「ごしよりのん」イラスト・画像使用承認取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(責任の制限)

第9条 前項の規定により、ごしよりのんの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 ごしよりのんの使用承認を受けた者がごしよりのんの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ごしよりのんの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月12日から施行する。

附則

この要領は、令和元年9月3日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月21日から施行する。

(別表)

